



介護保険制度ってどうなってるの？  
～地域包括ケアシステム推進に向けて～(5)



◆計画の目指す姿

『誰もが元気で健やかに暮らせるまち』

◆計画の基本目標及び取組

- 【基本目標1】 支えあい、認め合う地域づくり
  - ・地域包括ケアシステムの推進
  - ・地域での生活支援の推進
  - ・総合的な認知症対策の推進
- 【基本目標2】 いきいきと活動するための環境づくり
  - ・健康づくりと介護予防・重度化防止の推進
  - ・高齢者からの社会参画の促進
  - ・高齢者の就業機会の確保
- 【基本目標3】 安心して暮らすための基盤づくり
  - ・介護サービス基盤の整備
  - ・介護サービスの質の向上・適正化
  - ・高齢者向けの住まいの確保
  - ・高齢者が安全に暮らせるまちづくり

**熊野町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画**

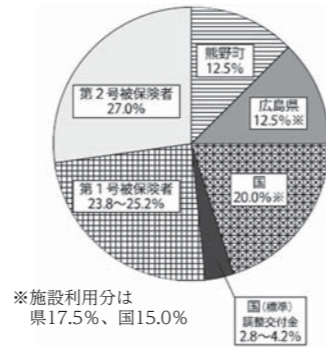
「団塊の世代」が全て後期高齢者となる令和7(2025)年、「団塊ジュニア世代」が後期高齢者となる令和22(2040)年までの視点をもち、介護保険制度の改正及びこれまでの本町における取り組みを踏まえ、地域包括ケアシステムの確立を図ることを目的に、「地域包括ケア計画」と位置付け、令和3年度から令和5年度までの3か年の「熊野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第8期)」を策定しました。

◆介護保険料(第8期(令和3年度から令和5年度))

町では、第8期の介護サービスに係る費用を約70億円と見込み、右の表のとおりその半分を国、広島県および町が公費で負担し、残りの半分を第1号被保険者の保険料と第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)の保険料で賄います。

また、第8期における熊野町の介護保険料については、第7期と変わりありませんが、第7段階から第9段階についての合計所得金額の基準が変更となっています。令和3年度の介護保険料は、7月中旬頃に通知します。介護保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

〔熊野町の介護保険事業の財源構成〕



階層区分	本人課税状況	世帯課税状況	区分	基準額に対する割合	保険料(年額)	
第1段階	非課税	非課税	老齢基礎年金の受給者 または生活保護の受給者	0.50 (0.3)	34,177円 (20,506円)	
第2段階			その他の合計所得金額と 課税年金収入額と	80万円以下	0.75 (0.5)	51,266円 (34,177円)
第3段階				80万円超～120万円以下		
第4段階				120万円超		
第5段階(基準)			課税	課税	80万円以下	0.85
第6段階	80万円超	1.00			68,355円	
第7段階	合計所得金額	120万円未満			1.15	78,608円
第8段階		120万円以上210万円未満			1.30	88,861円
第9段階		210万円以上320万円未満			1.50	102,532円
第10段階		320万円以上400万円未満			1.70	116,203円
第11段階		400万円以上600万円未満	1.90	129,874円		
		600万円以上	2.00	136,710円		

( ) 内は、公費を投じて行う保険料軽減措置後の割合および保険料

精神障害のある人に対する  
医療費助成が始まります

☑以下の要件を全て満たす人

- ①精神障害者保健福祉手帳1級の所有者  
(自立支援医療受給者(精神通院)に限る)
- ②健康保険加入者(65歳以上の人は、広島県後期高齢者医療制度に加入している人)
- ③本人および扶養親族が、所得要件を満たしている

▷助成額・1医療機関等ごとに、月4回まで医療費の自己負担が、1日200円になります。5回目以降は自己負担はありません。(別の医療機関を受診した場合は、その医療機関で再度4回まで自己負担が発生します。)  
※入院医療費は助成の対象外です。

☑精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)、健康保険証、印鑑  
※令和2年1月1日以降に転入されてきた人は、課税証明書も必要です。

☎社会福祉課 ☎820-5635

毎年4月2日は世界自閉症啓発デー  
4月2日～8日は発達障害啓発週間です

発達障害とは、広汎性発達障害(自閉症など)、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関係する障害です。発達障害のある子どもは、他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手ですが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害です。

発達障害の人たちが個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、子どものうちからの「気づき」と「適切なサポート」、そして、発達障害に対する私たち一人一人の理解が必要です。

また、町立図書館では4月28日まで発達障害に関する本を集めて「発達障害ってなんだろう？」コーナーを設けています。ぜひ、お越しください。

☎社会福祉課 ☎820-5635

障害者手当のご案内

重度の身体、知的または精神障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする人などに対して、次の手当があります。(所得制限などあり)

【障害児福祉手当】

☑障害があるため、または長期にわたり安静を必要とする病状であるため日常生活で常時介護を必要とする在宅の20歳未満の児童

▷支給月額・14,880円

▷支給月・5、8、11、2月

【特別障害者手当】

☑国民年金法1級程度の重度の障害、または身体障害者手帳1・2級程度の重複障害があり、日常生活において基本的な動作のほとんどに介護が必要な在宅の20歳以上の人

▷支給月額・27,350円

▷支給月・5、8、11、2月

【特別児童扶養手当】

☑重度の障害の状態にある0歳未満の児童を在宅で監護する父、母または父母に代わって監護する人

▷支給月額・52,500円(1級)、34,970円(2級)

▷支給月・4、8、11月

☎社会福祉課 ☎820-5635

国民年金保険料のご案内

○国民年金保険料が改正されます

令和3年度の国民年金保険料
16,610円(月額)
※令和2年度から+70円

令和3年度の納付書は、日本年金機構から4月上旬に送付されます。

○産前産後免除制度

出産予定日または誕生日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。

多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

免除期間は納付したものとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

※出産とは、妊娠85日以上の出産のことです。

☎税務住民課保険年金グループ

☎820-5604 ☎855-0155

広島南年金事務所

☎253-7710 ☎505-5122

ゼロの日運動

0のつく(10・20・30)日はテレビゲーム・スマホを控え、くまどくおよび家族のだんらんを通して絆を深めましょう。